

平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県行政評価室設置規程

(設置)

第1条 県の行政活動について政策、施策及び事業の各段階で評価する行政評価を推進するため、総合政策局企画課に行政評価室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第2条 室は、行政評価に係る企画、調整及び推進に関する事務を分掌する。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、総合政策局企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画課長が専決する。

2 前項の企画課長専決事項について、企画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、総合政策局企画課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月21日から施行する。